

市民活動団体に対するクラウドファンディング活用促進事業の開始について

公益事業を行う非営利の市民活動団体に対してクラウドファンディングの活用を促すことで、団体の自立的な資金調達と支援者の拡大を図り、市民活動を活性化させていくことを目的として、クラウドファンディングの手数料の一部を補助するクラウドファンディング活用促進事業を開始します。

■補助金の額

クラウドファンディング事業者に支払う手数料の2分の1の額（上限10万円）

■補助対象者（以下のすべてに該当する団体）

- ①市内に活動拠点（事務所等）があり、市内で主たる活動をしている団体
- ②不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組んでいる団体
- ③定款、会則等の規約を定めている団体

■補助対象事業の要件

クラウドファンディングを活用して年度内に完了する事業で、以下の要件をすべて満たすもの（1団体1事業に限る）

- ①非営利で不特定多数の市民の利益の増進に寄与することが目的
- ②設立後2年以上の国内のクラウドファンディング事業者のサイトを利用
- ③交付申請時における直近1年間で10件以上のクラウドファンディングによる資金調達実績のあるクラウドファンディング事業者のサイトを利用
- ④目標金額以上の資金を調達できた場合にのみ成立する形式（いわゆる「ALL or Nothing」形式）でクラウドファンディングを実施

■申請受付

令和2年12月1日から受付（予算額に達するまで。要事前相談）

■市民活動団体向けの講座開催

クラウドファンディングの仕組みやノウハウを学ぶための市民活動団体向けの講座を開催する。

- ・日時及び会場 11月28日（土） 13時30分～16時 武蔵野芸能劇場 小ホール
- ・講師 鎌倉幸子氏（かまくらさちこ株式会社代表取締役、日本ファンドレイジング協会 認定ファンドレイザー）
- ・定員 30名（申込順）

■問い合わせ

市民部市民活動推進課 0422-60-1830